

京都市桃山東第二土地区画整理組合が施行する京都市桃山東第二地区土地区画整理事業の事業計画の変更について、土地区画整理法第39条第1項の規定により認可しましたので、同法第39条第2項の規定において準用する同法第21条第6項の規定により公衆の縦覧に供しますから、同法施行令第1条の2の規定に基づき次のとおり公告します。

平成26年3月5日

京都市長 門川 大作

関係図書の縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所

京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435番地 京都御池第一生命ビル3階
京都市建設局都市整備部市街地整備課

縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日以外の日の午前8時45分から午後5時30分まで

(建設局都市整備部市街地整備課)